



福岡医発第 1427 号 (地)

平成 29 年 8 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

学校等欠席者・感染症情報収集システムの
使用規程改訂と利用許諾申請について

今般、日本学校保健会より日本医師会を通じて、別添のとおり標記システムの使用規程改訂と現在の全ての利用者に対して改めて利用許諾申請をお願いすることになった旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

改訂した使用規程は別紙 1 のとおりで、「(使用の申請) 6 項の四」が新たに加えられたため現在の全利用者に対して下記の申請方法で、改めて同意をお願いすることとなりました。今回の使用規程の改訂によって、現在の利用者に特別な支障が生じることはないとのことです。本システムに関する情報は学校保健会ポータルサイト (<http://www.gakkohoken.jp>) に掲載されておりますのでご参照ください。

また、平成 29 年 4 月現在の本システムの導入状況は別紙 2 のとおりですので、併せてご確認ください。

つきましては、会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1.申請方法 ログイン時に表示される案内に従って申請画面を開き、各利用者が、使用規程を承諾して、申請ボタンをクリックする。
(操作後は通常の画面に移り、次回からの申請は不要です。)
- 2.対 象 者 システム利用者
(学校・保育園等の利用施設、各自治体の担当課所、医師会)
- 2.申請時期 平成 29 年 9 月 1 日 (金) 以降

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

(地Ⅱ94)
平成29年8月8日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 道永 麻里



学校等欠席者・感染症情報収集システムの使用規程改訂と
利用許諾申請について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素、本会会務に種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本学校保健会より別添のとおり「学校等欠席者・感染症情報システム」の使用規程の改訂と現在利用している全ての利用者に対して改めて利用許諾申請をお願いすることになった旨、連絡がありました。

今回、お願いすることになった利用許諾申請とは、別紙1の使用規程で6項の四.が新たに加えられたため、現在使用している全使用者に対しても同意が必要になりました。ついては全使用者に対し改めてインターネット上で申請をお願いすることとなりました。

具体的にはログイン時に画面に従って手続きをしていただくこととなりますが、現在の利用者に特別な支障は生じないとのことであります。また、本システムに関する情報は、日本学校保健会ポータルサイトに掲載しております (<http://www.gakkohoken.jp>)。

併せまして、平成29年4月現在の本システムの都道府県別登録施設数は、別紙2のとおりであります。

つきましては、本件内容をご理解賜り貴会関係郡市区医師会の学校保健担当理事並びに学校医あて周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。





事 務 連 絡

平成29年7月18日

各都道府県医師会 担当理事 様
各郡市区医師会 担当理事 様

公益財団法人 日本学校保健会

学校等欠席者・感染症情報システムの使用規程改訂と利用許諾申請について（通知）

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

このたび、本会が運営しております学校等欠席者・感染症情報システムの使用規程を改訂するとともに、現在ご利用いただいている全ての利用者に対して、改めて利用許諾の申請をお願いすることになりました。利用許諾については、下記のとおり、各施設においてインターネット上で申請するシステムといたしました。現在、学校・保育園等の校医・園医並びに医師会の感染症担当理事として、本システムをご利用いただいている医師の皆様にも、利用許諾申請をお願いすることになります。利用者の皆様には、事前にログインページにお知らせを掲載する予定です。

改訂した使用規程は別紙1のとおりです。今回の使用規程の改訂によって、現在の利用者に特別な支障を生じることはございません。平成29年4月現在の本システムの導入状況は別紙2のとおりです。また、本システムに関する情報は本会ポータルサイト (<http://www.gakkohoken.jp>) に掲載しておりますのでご参照ください。

記

- 1 申請方法 ログイン時に表示される案内に従って申請画面を開き、各利用者が、使用規程を承諾して、申請ボタンをクリックする。
(操作後は通常の画面に移り、次回から申請は不要です。)
- 2 対 象 者 システム利用者（学校・保育園等の利用施設、各自治体の担当課所、医師会）
- 3 申請時期 平成29年9月1日（金）以降

公益財団法人 日本学校保健会事務局
担当：柴田・永井
電話：03-3501-0968 FAX：03-3592-3898
E-mail：nagai@hokenkai.or.jp

別紙 1

公益財団法人日本学校保健会 学校等欠席者・感染症情報システム 使用規程

(目 的)

1. この規程は、公益財団法人日本学校保健会（以下、「本会」という。）が運用している学校等欠席者・感染症情報システム（以下、「本システム」という。）の利用について、本システムの使用者に対して、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

2. 本規程における用語の定義については、次に掲げるものとする。
 - 一. 使用者
本システムを使用しようとする自治体・教育機関等
 - 二. 操作担当者
本システムのデータ入力・出力操作を行う、使用者管理下の学校等の業務担当者
 - 三. 技術対応者
本規程第3項に定める、本システムの技術的対応を行う者

(組 織)

3. 現状の本システムに関する技術的な対応は、本会が指名した国立感染症研究所の研究官等が、本会が国立感染症研究所と取り交わした共同研究契約の一部として担当する。

(主 旨)

4. 本会は、本システムを運用することにより、使用者を含め各地域においてそれぞれの関係機関が連携し、学校・保育園等やそれを管轄する自治体における感染症の早期探知・対応に役立てられるようにする。また、本システムを活用して事務手続き等を簡素化することにより、学校・保育園や教育委員会等の業務負担を軽減し、もって学校保健の発展に寄与する。

(使用者の資格)

5. 本システムの使用者の資格は、以下の組織に限定して与えられる。
 - 一. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教育機関
 - 二. 保育園およびこども園
 - 三. 上記機関を管轄する地方自治体の部署
 - 四. 本会が認めた教育機関・医師会等

(使用の申請)

6. 本システムの使用資格を得るための申請は、以下の過程を経るものとする。
 - 一. 使用者は、使用者の所属する自治体を通して本会の指定する窓口に対して使用申請

書（様式1）を提出する。ただし、自治体を通すことができない者であって、本会の承認を得た者は、本会に直接使用申請書を提出することができる。

二. 本会の学校等欠席者・感染症情報システム運営委員会（以下、「運営委員会」という。）は、使用申請書の提出から 3 か月以内に、使用資格付与の可否を判断し、申請者に通知する。

三. 使用資格の付与が承認された場合、本会は申請書の提出年度末までに、本システムに対して使用者の利用に必要なすべての設定を完了する。

四. 使用者による本システムの利用は、利用に必要な手続きと設定が完了し、使用者が本規程に同意した時点からとする。

（情報の格付けと取り扱い）

7. 使用者が本システムの使用に際して入力した情報（以下、「素データ」という。）は、使用者の所有に帰するものとし、本会は、素データごとに、使用者の所属する自治体に応じてアクセス権限を設定する。各使用者は、自己のアクセス権限の範囲内に限り、素データにアクセスすることができる。

8. 本システムが素データを基に算出する、市区町村単位の感染症に関する症状および疾患等に関わる欠席者等の情報（以下、「統計化情報」という。）は、一般に開示することを原則とする。統計化情報の一般への公開を延期する場合、使用者が自己の統計化情報を全部若しくは一部非公開とする場合、又は使用者が開示情報を再加工して使用する独自のシステムの構築等を行う場合、使用者は、本会と別途協議の上、本会に対して使用変更計画書を提出するものとする。

9. 本システム上の素データのうち、運営委員会が決定する保管年数を超えたものは、集計データに集約した上でバックアップファイルを作成し、データベース上から削除する。

10. 本システムの集計データのうち、運営委員会が決定する保管年数を超えたものは、データベース上から削除する。

（運用管理費）

11. 本システムの運用管理費は、本会が負担する。ただし、基本的なサービス（素データの入力若しくは閲覧又は統計化情報の閲覧をいう。）に影響しない一部の機能の追加について、本会はその追加に必要な費用を使用者に負担するよう求めることができる。

（機能の変更）

12. 本会が本システムのハードウェア・ソフトウェアおよび通信環境に新たな機能を追加しようとする場合、本会は、それらの機能を実現するための複数の業者からの開発提案書及び開発経費積算書を運営委員会に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。

13. 本システムのハードウェア・ソフトウェアおよび通信環境に生じた問題（以下、「システム問題等」という。）を解決するに際して本会に追加の費用が生じる場合、本会は、

障害報告書・経費理由書及び複数の業者からの見積書を運営委員会に提出し、運営委員会の承認を得たのちに、システム問題等の解決作業を開始するものとする。

(提供義務)

14. 本会は、使用者に、本システムの基本機能、運用に係る情報、および初期導入のための教育機会を提供する。

(使用者の順守事項)

15. 使用者は、本システムの円滑な運営を阻害する以下の行為を行ってはならない。
- ア) 使用者は、本システムの通信の妨害や傍受を目的に本システムに不正なアクセスを試みてはならない。
 - イ) 使用者は、本システムおよび本会の名誉を傷つけ、または他人を誹謗・中傷する行為を行ってはならない。
 - ウ) 使用者は、その業務以外の目的で本システムを利用してはならない。
 - エ) 使用者は、使用申請に明記されていない者に本システムを使用させてはならない。
 - オ) 使用者は、各所属機関の情報セキュリティポリシーと共に、本会の情報セキュリティポリシーを順守しなければならない。

16. 上記の事項を遵守しない使用者について、本会は本システムの使用を差し止めることができる。

(運用管理者の順守事項)

17. 本システムの運用管理を担当する者は、本会の定める情報セキュリティポリシーを順守しなければならない。また、通信に関して知りえた秘密は、第三者に漏えいし、若しくは自己の利益のために用いてはならない。

(使用停止の申請)

18. 使用者は、本システムの使用を継続できない場合、本会に対して使用停止申請書(様式2)を提出する。

19. 使用者が本システムの使用を停止した後でも、運用監視者と使用者の間には以下の規定が適用される。

- ア) 情報の格付けと取扱いに関する規定
- イ) 使用者の順守事項に関する規定

(使用者権限の譲渡禁止)

20. 使用者は、本システムの使用権限を、本会の許可なく第三者に譲渡してはならない。

(知的所有権について)

21. 本システムのプログラムコード・サイト意匠・サービス内容・利用規約・教育等に

係る文書の著作権と知的所有権などの権利は、すべて本会が所有する。

(分離可能性と権利不放棄)

22. 本会が、本規程に定める権利の行使および実施を行わない場合でも、本規程の権利の放棄を意味しない。また、本規程中のいずれかの条項が、無効、違法等の判断を受けた場合でも、その他の条項はなお効力を有し存続する。

(規程の改訂)

23. この規程に定める項目の他、協議が必要な事項が生じた場合は、使用者及び運営委員会で協議する。また、本会は、事前の予告なく、必要に応じて本規程を改定する。

(免責)

24. 本会は、本システムに関連して使用者及び第三者に生じた直接的及び間接的損害、並びに付随的損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負わない。ただし、本会に故意または重過失がある場合はこの限りではない。なお、本会の運営上やむを得ない事由によって本システムを停止した場合は、本会は使用者及び第三者に対して一切の責任を負わない。

(損害賠償額の制限)

25. 本システムの利用に関し本会が損害賠償責任を負う場合、使用者が本会に本システムの使用開始に際して支払った負担金の総額を限度額として賠償責任を負うものとする。

(完全なる合意)

26. 本規程は、従前の口頭もしくは書面による交渉、約束、了解にかかわらず、本会と使用者の完全な合意を構成するものとする。

(準拠法と裁判管轄)

27. 本規程の執行可能性、解釈及び有効性は、日本国法に従って判断されるものとする。
28. 本会と使用者は、本規程に関するいかなる紛争も東京地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とすることに同意する。

(附則)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

平成28年11月 一部改訂

平成29年1月 準拠法等を追加

平成29年3月 免責条項等を追加

平成29年4月 一部改訂

都道府県別登録施設数一覧(H29.4)

都道府県	保育園	幼稚園	こども園	小学校	中学校	高等学校	小中一貫	中高一貫	特別支援学校	合計
北海道	53	2	0	1	1	0	0	0	0	57
青森県	40	0	2	48	22	70	0	0	20	202
岩手県	501	146	0	392	192	95	0	0	26	1,352
宮城県	26	110	2	327	159	91	0	0	24	739
秋田県	231	76	62	271	139	74	0	0	16	869
山形県	10	1	0	0	0	54	0	0	19	84
福島県	91	185	40	481	234	100	0	1	27	1,159
茨城県	595	300	199	603	256	148	3	4	24	2,132
栃木県	40	12	4	394	167	72	2	0	17	708
群馬県	425	87	61	339	174	88	0	4	37	1,215
埼玉県	157	0	0	33	15	0	0	0	0	205
千葉県	449	158	33	891	421	240	2	1	71	2,266
東京都	1,487	64	41	111	65	259	0	10	59	2,096
神奈川県	539	3	5	0	1	0	0	0	0	548
新潟県	271	45	14	560	244	117	0	8	38	1,297
富山県	81	14	51	108	44	0	0	0	1	299
石川県	173	0	30	0	0	0	0	0	0	203
福井県	2	83	11	202	82	47	0	0	15	442
山梨県	227	41	40	182	86	42	0	0	13	631
長野県	90	40	5	397	202	129	1	1	20	885
岐阜県	34	180	28	388	197	90	2	6	25	950
静岡県	34	0	1	1	0	8	0	0	2	46
愛知県	168	37	1	38	15	0	0	0	0	259
三重県	455	260	20	429	175	88	1	9	20	1,457
滋賀県	263	151	80	230	107	69	1	1	17	919
京都府	64	9	0	0	0	0	0	0	0	73
大阪府	840	259	210	816	373	29	2	0	16	2,545
兵庫県	94	37	2	805	372	209	0	18	58	1,595
奈良県	218	200	37	217	124	58	0	2	11	867
和歌山県	129	33	14	207	101	0	1	0	1	486
鳥取県	113	32	10	142	66	35	0	0	11	409
島根県	306	97	26	257	110	53	0	0	18	867
岡山県	22	0	0	0	0	0	0	0	0	22
広島県	465	174	61	448	215	113	2	2	18	1,498
山口県	304	101	24	322	165	81	1	3	14	1,015
徳島県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
香川県	12	173	11	199	83	64	0	0	9	551
愛媛県	62	11	3	54	28	0	0	0	0	158
高知県	2	1	1	229	117	56	2	0	14	422
福岡県	14	8	0	151	69	4	0	0	8	254
佐賀県	247	111	48	184	106	53	0	1	10	760
長崎県	2	42	2	407	215	93	0	0	25	786
熊本県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
大分県	20	99	3	323	141	75	1	1	17	680
宮崎県	134	45	0	240	138	44	0	1	15	617
鹿児島県	78	109	13	594	266	96	1	0	17	1,174
沖縄県	164	223	18	236	115	66	34	3	21	880
合計	9,742	3,759	1,213	12,257	5,802	3,010	56	76	774	36,689
	保育園	幼稚園	こども園	小学校	中学校	高等学校	小中一貫	中高一貫	特別支援学校	総計